平成２４年（フ）第３１号
山口県岩国市三笠町３丁目６番７―702号
債務者　村上　光英
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第３２号
山口県柳井市東土手10番10号
債務者　津村　晶子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第３３号
山口県岩国市由宇町千鳥ヶ丘３丁目10番２号
債務者　上濱　弘幸
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第４８号
山口県山陽小野田市中川４丁目８番３―201号　県営住宅３棟201号
債務者　田中　　潤
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第４９号
山口県山陽小野田市中川４丁目８番３―201号　県営住宅３棟201号
債務者　田中　梨絵
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第９１号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓418番地２
債務者　平田　光子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０４５号
北九州市若松区赤島町25番13号
債務者　浜田　繁穂
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２１３号
北九州市小倉南区津田新町４丁目５番14―401号
債務者　清水　幸江
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１３号
福島県西白河郡矢吹町小松251番地５　第９安藤ハイツ105号、前住所福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字桎内７番地
債務者　三浦　義之
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
さいたま市北区本郷町17番地１　６―104
債務者　岩田　　智
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３０５号
埼玉県川口市前川２丁目29番13号　信和ビル301号
債務者　榎本　光男
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３１４号
埼玉県朝霞市宮戸４丁目１番３号
債務者　小坂　寿人
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３２５号
さいたま市緑区大字三室2624番地５　レオパレスアイ202
債務者　入江　規満
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３３１号
埼玉県上尾市向山４丁目16番地12　レオパレスＴＡＩＫＯＵ106
債務者　高山　幸雄
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３３９号
埼玉県新座市西堀２丁目20番２号　渡辺ハイツ203号室、旧住所埼玉県新座市西堀２丁目８番３号
債務者　網野　和幸
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３４０号
埼玉県新座市西堀２丁目20番２号　渡辺ハイツ203号室、旧住所埼玉県新座市西堀２丁目８番３号
債務者　網野　美雪
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３５０号
埼玉県川口市飯原町５番28号　若林ハイツ201号、旧住所埼玉県川口市西青木２丁目２番６号　パインプラザ502号室
債務者　岡部　幸代
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係